

合併処理浄化槽 設置替え費用の補助

くみ取り便槽、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする人に補助金を交付します。

対象 公共下水道事業計画認可区域以外の区域にある既存の住宅で、設置替えを行う人

※新築、販売・賃貸を目的とする住宅は対象外（居住部分が2分の1以上ある店舗等併用住宅は対象）

対象機種
環境配慮型浄化槽

人槽区分	補助限度額
5人槽	33万2千円
7人槽	41万4千円
10人槽	54万8千円

※令和3年度から、条件を満たす人は補助限度額が拡充されます。詳細は左記へお問い合わせを。

※予算限度額に達し次第、申請受付を締め切ります。
※工事着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。

申問 生活環境課別府市リバーサイドオアシス春木苑
☎1831

特殊詐欺防止機能 付き電話機等の 購入補助

特殊詐欺等による被害防止のため特殊詐欺等防止機能の付いた電話機または外付け機器の購入に要した経費に対し、補助金を交付します。

補助金の額

電話機等の購入・設置に要する費用に3分の2を乗じた額（100円未満の端数は切捨て、上限1万円）

対象者

①別府市内に住所を有し、居住していること

②申請日に満65歳以上の者

③過去に大分県から電話番号等を貸与されたことがないこと

④暴力団員等でないこと

⑤同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと

補助対象電話機

①補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
②電話機または電話機に取り付けられることが可能な外付け機器で、次のいずれかの機能を有するもの

・着信時に相手方に警告音を発する機能があり、通話を自動で録音できる機能
・迷惑電話番号データベースに登録された情報を自動判別し、着信を拒否または警告表示する機能
※その他補助に関して制限事項等がありますので購入する前に左記へお問い合わせください。

申問

防災危機管理課
☎212255

飼い主のいない猫 の不妊去勢手術 助成金事業

飼い主のいない猫によるフン尿被害、無責任なエサやりなどによるトラブルが増えています。現在市内の約90のボランティアグループがこのトラブルの解決に取り組む活動をしています。
助成対象 活動する地域の自治会の合意及び市の登録を受けた3人以上のグループ

助成金額

・オス1匹につき1万円
・メス1匹につき2万円
（墮胎手術費用を含む）
※予算限度額に達し次第、終了します。

内容 活動グループに行ってもらふこと

- ①不妊去勢手術を行う
- ②エサの場所を設定し、エサの管理を行う
- ③トイレの場所を設定し、清掃を行う

※詳細は左記へお問い合わせを。
申問 生活環境課環境安全係
☎211134

祝日のごみ収集

5月3日(月)祝・4日(火)祝は対象地区の「もやすごみ」、5月5日(水)祝は対象地区の「もやさなごみ」
「古紙・古布」の収集を行います。8時30分までに決められた場所にお出しく下さい。収集日はごみカレンダーにも掲載しています

問


消防本部警防課
☎251124

で、必ずご確認のうえお出しく下さい。
問 生活環境課清掃事務所
☎665353

普通救命講習

日時 5月9日(日)
9時～12時
場所 消防本部4階会議室
※エレベーターはありません。
内容 心肺そ生法、AED
取扱い、止血法など
定員 15人(先着順)
※電話で左記へ申込み。
※当分の間、市内居住または市内勤務の人に限定します。

お早めのご利用を



利用期間は
5月31日まで!

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内商業の活性化を図るために発行しました、別府みんなにエール券の**利用期間は5月31日(月)まで**です。
まだお手元に残っている人は、お早めに対象店舗でご利用ください。

問 産業政策課 ☎21-1132

軽自動車税・自動車税 納期限は5月31日(月)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)とも、4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

※スマートフォンアプリ(PayPay、LINE Payなど)で軽自動車税を納付する場合、領収書は発行されません。車検のため納税証明書が必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアでお支払いください。

■納税通知書の発送予定日

【市税】 軽自動車(種別割) 5月1日(土)

【県税】 自動車税(種別割) 4月30日(金)

◎軽自動車税(種別割)について

市民税課 ☎(21)11119

◎自動車税(種別割)について
大分県別府県税事務所

☎(67)82211

軽自動車税(種別割)の 減免は5月31日(月)まで

次の①～③のいずれかに該当する場合、減免が受け

られます。

① 身体障害者手帳などをお持ちの人で、一定の要件を満たす場合(詳細はお問い合わせください)

② 車いす移動車など特別仕様である車両及び専ら身体などに障がいのある人が運転するため、運転・制御装置などが特別仕様である車両の場合

③ 社会福祉法人等が所有する車両で、当該法人等がその活動に直接専用する場合

申請に必要なもの(①の場合)

納税通知書、身体障害者手帳など、運転する人の運転免許証

※減免は1人につき普通車または軽自動車(原付を含む)のいずれか1台です。

※障がいのある人のみの世帯の人のために、常時介護する人が運転する場合は、障害福祉課が交付する証明書が必要です。

◎軽自動車税(種別割)(市税)減免申請期間

5月6日(木)～31日(月)

※期間内に申請がない場合は減免できません。

◎市民税課

☎(21)11119

◎自動車税(種別割)(県税)減免申請随時受付

大分県別府県税事務所
☎(67)82211

固定資産税・都市計画税 納税通知書・課税 明細書等の発送

令和3年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書、課税明細書及び納付書を5月1日(土)に発送します。

納税通知書が届かない人、課税明細書の内容に疑問のある人は、お早めにお問い合わせください。

※固定資産税等の課税については納税通知書及び課税明細書の裏面に詳しく説明していますのでご覧ください。

※土地の利用状況の変更や家屋の新増築・取壊し、住所変更などがある場合は、ご連絡ください。

納付場所 納税通知書に記載している各金融機関、

コンビニエンスストア

※スマートフォンアプリ(PayPay、LINE

Payなど)でも納付できます。

※納付書は機械で金額や数字を読み取りますので、折り曲げたり、汚したりしないようにご注意ください。

※全期前納は各期納付書をまとめてご使用ください。

◎資産税課
☎(21)1120

便利で安心! 口座振替制度

この制度を利用すると、納め忘れがなく便利です。

納税通知書と預金通帳、通帳印をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きしてください。

◎市民税課
☎(21)11119

資産税課
☎(21)1120

軽自動車税(種別 割)の口座振替

■新規の申込み

振替をご希望の人は納税通知書と預金通帳、通帳印

をお持ちのうえ、預金口座のある金融機関・郵便局・ゆうちょ銀行で手続きをしてください。

※申込時期によっては、翌年度からの振替となる場合があります。

■複数台所有している人
所有する全ての軽自動車
の税が口座振替されます。
一部の軽自動車だけの指定
はできません。口座振替申
込み後、新たに取得した軽
自動車も対象となりますの
でご注意ください。

■口座振替後の車検用の
納税証明

5月31日(月)の振替終了
後、6月中旬に車検用の納
税証明書を発送しますの
で、大切に保管してくださ
い。

■口座振替直後に車検が
あるとき

車検用の納税証明書が
送付される前に必要な場合
は、口座振替を記載した通
帳と車検証をお持ちにな
り、市民税課または各出張
所で車検用の納税証明書を
請求してください。

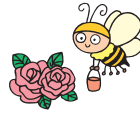
◎市民税課
☎(21)11119

所得税・消費税 (個人事業者)の 口座振替日

令和2年分の所得税・消費税(個人事業者)の口座振替日は次のとおりです。
所得税 5月31日(月)
消費税(個人事業者) 5月24日(月)

口座振替をご利用の人は、振替日の前日までに口座の残高を正確に確認してください。

別府税務署
☎(23) 2111



経済センサス活動 調査を実施します

全国全ての事業所及び企業を対象に、令和3年6月1日現在における全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を調査する「経済センサス活動調査」を行います。

調査の結果は、行政施策の立案や新規店舗の出店計画の基礎資料など、幅広く活用されます。

5月中旬から調査員が各事業所などを訪問し、調査

書類を配布しますので、同封している「調査票の記入のしかた」をご覧ください。インターネットまたは郵送でご回答ください。

いつでも回答できるインターネット回答が便利でおすすめです。

政策企画課統計担当
☎(21) 1254

国民健康保険証 の発送

■70歳になる人

国民健康保険加入中で70歳になる人(昭和26年5月2日〜昭和26年6月1日生まれ)へ、令和3年7月末日までの高齢受給者証一体型保険証を5月下旬に郵送します。

保険年金課
☎(21) 1148

国民健康保険・ 後期高齢者医療 制度夜間窓口

「日中、仕事で納付に行けない」などでお困りの人のために夜間窓口を開設します。保険料・保険料の納付

や納付相談、加入や脱退の手続にご利用ください。電話での相談なども受け付けます。

日時 5月14日(金)、25日(火)
17時30分〜20時

保険年金課
☎(21) 1148

国民健康保険税・ 後期高齢者医療 保険料の減免

令和3年度の保険税及び保険料(令和4年3月31日までに納期限が到来するもの)と令和2年度相当分の保険税及び保険料で、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に納期限が到来するものについて、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人等を対象とした減免制度があります。



国民健康保険税については、市ホームページをご覧ください。6月に発送する納税通知書のチラシをご確認ください。後期高齢者医療保険料については、7月

に発送する保険証のチラシをご確認ください。お問い合わせは、納税通知書及び納入通知書が

元に届いてからお願います。
 保険年金課
☎(21) 1148

サテライトオフィス等 整備促進事業費補助金

別府市内にサテライトオフィス等を整備するための設備改修等費用の一部を補助します。

補助対象者・条件

- ①別府市内で、都市部から地方へ進出する企業等向けのサテライトオフィス等を整備する事業者
- ②市税に滞納がないこと。
- ③令和3年度中に工事及び支払が完了すること。

補助対象経費 建物及びその附属設備等の取得費等、工事請負費、委託料、インターネットセキュリティ関連機器等の整備費等、空調、照明設備、複合機、デスク、椅子、パーテーション、キャビネット等の備品購入費、その他市長が必要と認める経費

補助金額 補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切捨) ※上限1,000万円。

※審査のうえ、補助金額を決定します。

募集期間 5月10日(月)〜7月30日(金)

※申請を希望する人は、事前に下記へご相談ください。詳細は市ホームページへ。

産業政策課 ☎21-1132

マイナンバーカードの 出張申請サポート

マイナンバーカードやマイナポイントの申請方法がわからない人に、下記の日程で出張申請サポートを行います。

【5月巡回予定】 各日 10時〜16時

12日(水)	あすなろ館
14日(金)	西部地区公民館
19日(水)	南部出張所
21日(金)	中部地区公民館
26日(水)	中央公民館
28日(金)	朝日大平山地区公民館

申請サポートの詳細は市報1月号12ページ、マイナポイントの詳細は市報12月号4ページをご覧ください。

QRコード付き交付申請書に関すること
 マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎0120-95-0178
 出張申請サポートに関すること
 情報政策課 ☎75-8521 (平日のみ)

優良運転者表彰の申請

受付期間 5月6日(木)～6月15日(火)

(平日の9時～17時)

必要書類 ①申請書及び確認書、②運転免許証、③交通安全協会の会員証

④自動車安全運転センター発行の無事故無違反証明書(令和3年5月1日以降発行のもの)

※表彰種別は、10・15・20・30・40・50年の6段階です。

※申請には条件がありますので事前にお問い合わせください。

申請・問 交通安全協会

別府支部(別府警察署内)

☎2100

子どもに関する弁護士専門相談

一人で悩みを抱えずに、ぜひご相談ください。

日時 5月28日(金)

16時～18時

場所 光の園子ども家庭支援センター内(荘園)

内容 子どもや子育て環境に関する悩みを、法律や人権の観点から弁護士に

相談できます。

※無料。1人30分程度。

※電話で左記へ申込み。

申問 別府市子ども家庭総合支援拠点(光の園)

☎080(3371)0874

木造住宅の耐震化補助制度

募集期限 12月24日(金)

※先着順(予算限度に達し次第終了)。

◎耐震診断

対象 昭和56年5月31日以前に着工された二階建て以下の木造一戸建住宅

所有者負担 原則5千500円

※住宅の規模や条件により追加費用がかかる場合があります。

◎耐震改修工事

対象 耐震診断と同様の住宅(右記)で、耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限80万円)

※ただし次のいずれかに該当する場合は上限100万円

・床面積の合計が180㎡以上

・昭和34年12月31日までに建築されたもの

精密診断で各階の上部構造評点が0.4未満

・所有者等が65歳以上で前年の世帯全員の所得総額が350万円未満

◎部分耐震改修工事(耐震シェルター)

対象 耐震診断と同様の住宅(上記)で、耐震診断の結果、1階の評点が0.7未満のもの

補助金額 要した費用の3分の2(上限30万円)

申問 都市計画課

☎211487

◎耐震アドバイザー派遣(無料)

建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、相談に応じます。

申問 大分県建築士事務所協会

☎097(537)7600

空き家バンクに登録しませんか

別府市では、空き家を活用して、移住や定住を検討している人を支援するために「空き家バンク」制度を実施しています。別府市に空き家をお持ちで、有効活用したい

子育ての援助をしてくださる「まかせて会員」を募集しています。

◎令和3年第1回まかせて会員養成講習会

日時 (3日間) ①5月19日(水) 9時30分～11時40分

◎子育て家庭を応援しませんか!

子育ての援助をしてくださる「まかせて会員」を募集しています。

◎子育て家庭を応援しませんか!

日時 (3日間) ①5月19日(水) 9時30分～11時40分

◎子育て家庭を応援しませんか!

日時 (3日間) ①5月19日(水) 9時30分～11時40分

②5月26日(水) 9時30分～11時50分

③6月9日(水) 13時30分～16時30分

※別途ファミリーサポートセンター事業説明会も受講必須。

場所 ほっぺパーク(荘園)

対象 市内在住の20歳以上の人

申込方法 5月12日(水)までに左記へ。

申問 ファミリー・サポート・センター(ほっぺパーク内) ☎271189

9時～17時30分(月曜日、祝日の翌日休館)

募集 赤ちゃんの駅 登録施設

市は、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりと社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的に「赤ちゃんの駅」事業を実施しています。

子育てしやすい環境の充実のため、新たに「赤ちゃんの駅」に登録していただける民間施設や公共施設を募集します。

◆赤ちゃんの駅とは(現在市内29施設が登録中)◆

乳幼児を連れた保護者に授乳ができる場所やおむつ替えができる場所を提供していただける施設

登録条件 下記の①～③の全て、またはいずれかを提供できる施設

- ①おむつ替えのための場所
- ②授乳のための場所
- ③ミルク用のお湯

申請方法

登録申請書に記入のうえ、子育て支援課へ提出(郵送可)。

※登録申請書は子育て支援課で配布。

または市ホームページからダウンロードもできます。

登録認定施設にはシンボルマーク(ステッカーなど)を配布し、店頭などへ掲示していただけます。なお、登録いただいた施設は、市ホームページでお知らせします。

申問 子育て支援課 ☎21-1427



受付場所が3階に
変わりました

市営住宅入居者募集

別府市住宅管理センター
☎(21)22000

申込期間

5月6日(木)～14日(金)

抽選日 5月22日(土)

◆一般公営住宅(28戸)

申込資格 次の条件を全て満たしていること。

- ①住宅に困窮している(公営住宅の契約者、持ち家がある人は申込不可)
- ②同居する親族がいる(単身者用住宅を除く)
- ③市税を完納している
- ④入居申込者全員が暴力団員でない
- ⑤世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円以下

緩和されることがあります。
単身で申し込む場合

- 上記①③④⑤の申込資格に加え、次のいずれかに該当
⑥入居日時時点で満60歳以上であること

- ⑦身体障害者手帳(1級～4級)を持っている

- ⑧精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級～3級程度)

- ⑨知的障がい者(⑧と同程度)

- ⑩生活保護受給者

※身体障がい者用住宅は、身体障害者手帳1級または2級保持者で、車いす利用者がいることが必要です。

◆特定公共賃貸住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①②③④に加え

次の条件を満たしていること。

- ・世帯員の所得を合算して控除後の月額所得が15万8千円を超え
- 48万7千円以下

◆若年夫婦・若年単身者用住宅(1戸)

申込資格 一般公営住宅の申込資格①③④に加え次の条件を全て満たすこと。

- ①控除後の月額所得が15万8千円を超え
25万9千円以下
- ②若年夫婦・若年単身者用住宅は令和3年7月1日現在の年齢が35歳以下の人からなる夫婦で他に同居人がいないこと、また

住宅名	募集戸数	棟	階数	入居基準
朝見再開発	1	A	1	単身者
光の園	1	F	5	単身者・家族
	1	K	1	
	1	L	1	
鶴見	1	A	2	家族(※身障者)
	1	H	5	
荘園	1	D	1	家族
青山	1	C	1	
竹の内	1	D	3	
宮園	1	A	1	
	1		4	
	1	B	4	
石垣原	1	A	2	
	1		3	
	2	B	簡二	
北中	1	A	4	
	1	B	2	
古賀口	1	C	1	
	1		3	
平田	1	—	4	
新別府	1	A	3	
扇山	1	C	3	
	1	D	1	
石田	1	A	4	
	1	B	4	
野口原	1	A	3	
松原	1	—	4	
真光寺(特公賃)	1	—	6	
松原(特公賃)	1	—	5	若年夫婦・若年単身者

市営住宅の申込みには、来たる人の本人確認と、申込者(入居者全員分)のマイナンバーの提示が必要となります。「通知カード」か「マイナンバーカード」と身分証を忘れずにお持ちください。

は35歳以下の単身者
■申込方法

必要書類(要印鑑)を添え、期限内に申込みを。
※入居者の状況により書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■申込上の注意事項

- ①婚姻中の夫婦の一方のみ(夫婦別居中、単身赴任等)での申込みはできません。ただし、婚約済みで当選後、指定の入居日から3か月以内に入籍予定の場合合は申込みができます。
- ②当選後、入居資格の再審査を行います。この時申込資格に合致しない場合は、入居できません。
- ③市営住宅の入居は当選した月の翌々月1日からです。当選前の内見はできません。
- ④市営住宅及びその敷地内でのペットの飼育・持込みは禁止です。

都市計画の決定・変更

都市計画を左記のとおり決定及び変更しましたので、縦覧します。

決定

- ◇地区計画
- ◇陽向ガーデン地区

(別府市決定)

変更

- ◇都市計画区域マスタープラン(大分県決定)
- ◇区域区分(大分県決定)
- ◇用途地域(別府市決定)
- ◇道路

- 3・4・14号南立石亀川線(大分県決定)
- 3・5・24号鶴見明礬線(別府市決定)

縦覧場所・問

市役所3階都市計画課
☎(21)1471

北浜交差点 社会実験の延長

北浜交差点に社会実験として設置している横断歩道は、新型コロナウイルスの影響により社会実験を延長し、当面の間現状のままとなります。

問 都市計画課

☎(21)1471

	相談時間	相談場所	相談員	問合先	電話番号
	8:30～17:00	市役所1階 子育て支援課	母子・父子自立支援員	子育て支援課	21-1701
	9:00～17:00	別府市男女共同参画センター	婦人相談員	男女共同参画センター(市民課)	21-7820
	8:30～17:00	市役所1階 別府市子ども家庭総合支援拠点 子育て支援課	子ども家庭支援員	子育て支援課	21-1239
	24時間	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	虐待対応専門員、 子ども家庭支援員	別府市子ども家庭総合支援 拠点 光の園	090-1348-0874 080-3371-0874
	8:30～17:00	市役所1階 高齢者福祉課	高齢者福祉課職員	高齢者福祉課	21-1442
		市役所1階 介護保険課	介護保険課職員	介護保険課	21-1463
	8:30～17:00	市役所1階 障害福祉課	障害福祉課職員	障害福祉課	TEL 21-1413 FAX 22-1780
	24時間	別府警察署	別府警察署職員	別府警察署生活安全課	21-2131
	8:30～17:00	別府市保健センター、市役所 GF 健康推進課	保健師、管理栄養士、 健康運動指導士	健康推進課	21-2188
	9:00～16:00	別府市保健センター	臨床心理士、保健師	健康推進課	21-2188
	9:00～16:30	別府市子育て世代包括支援センター (別府市保健センター)	保健師、管理栄養士	健康推進課 (別府市保健センター内)	21-1117
	9:00～17:30	北部子育て支援センターどれみ (電話相談)	保育士	どれみ	66-8181
		南部子育て支援センターわらべ (電話相談)		わらべ	25-0120
		西部子育て支援センターべるね (電話相談)	保育士、保健師	べるね	27-1128
	13:00～16:00	市役所内会議室	社会保険労務士	大分県社会保険労務士会	0978-63-2001
	8:30～17:15	ジョブカフェおおいた別府サテライト	ジョブカフェおおいた 別府サテライト相談員	ジョブカフェおおいた 別府サテライト	27-5988
	13:00～16:00	市役所内会議室			
	8:30～17:15	ハローワーク別府	ハローワーク職員など	ハローワーク別府	23-8609
	8:30～17:00	シルバー人材センター	シルバー人材センター職員	別府市シルバー人材センター	24-4080
	13:00～16:00	社会福祉会館	弁護士	社会福祉協議会	73-6070
	9:30～11:30	別府市男女共同参画センター	公証人	大分公証人合同役場	097-535-0888
	市報に掲載	別府市公会堂など			
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター	大分県行政書士会 別府支部相談員	大分県行政書士会別府支部	22-9375
	10:00～12:00 13:00～15:00	市役所内会議室	人権擁護委員	共生社会実現・部落差別 解消推進課	21-1291
	9:00～16:00 (受付15:30まで)	別府市人権啓発センター	別府市人権啓発センター職員	別府市人権啓発センター	23-6163
	13:30～16:00 1組30分以内	別府市男女共同参画センター	司法書士	大分県司法書士青年の会 事務局(予約は市報掲載の 日程分のみ可能)	0972-23-2838
	16:00～18:00 1件30分	別府市子ども家庭総合支援拠点 光の園	弁護士	別府市子ども家庭総合 支援拠点 光の園	080-3371-0874
	9:00～17:00	別府市教育相談センター (野口ふれあい交流センター南館3階)	心理相談員(公認心理師、 臨床心理士)	別府市教育相談センター	26-0812
	9:00～16:30	別府市消費生活センター (市役所4階 産業政策課)	消費生活専門相談員	別府市消費生活センター (産業政策課内)	21-1881
	13:30～16:30	市役所内会議室	弁護士	産業政策課	21-1881
	9:00～16:00	市役所1階 市民相談室	市民相談員	自治連携課	21-2510
	10:00～12:00	別府市男女共同参画センター	行政相談委員	自治連携課	21-1125
				総務省大分行政監視行政相談 センター(きくみみ大分)	097-533-1100
	13:00～16:00 受付15:00まで	別府市男女共同参画センター	宅地建物取引士	大分県宅建協会別府支部 ※不定休	21-8578 (9:00～15:00)
	13:00～15:00	別府市男女共同参画センター	マンション管理士	大分県マンション管理士会	097-541-5132
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	別府市自立相談支援センター	26-6070
	9:00～16:00	社会福祉会館	社会福祉協議会職員	社会福祉協議会	26-6070
	10:00～16:00	みどりの相談所(南立石公園内)	みどりの相談員	みどりの相談所	24-1643
	9:00～17:00 13:00～16:00	別府地区労働福祉会館内	ライフサポートセンター 相談員	大分県労働者福祉協議会 ライフサポートセンター	26-3155
	13:30～15:30				
	8:30～17:00	消防本部	消防本部予防課職員	消防本部	25-1125
	8:30～17:00	上下水道局	上下水道局職員	上下水道局	23-0361
	13:00～16:00	社会福祉会館	行政書士、社会福祉士	社会福祉協議会	73-6070

保存版
市民相談一覽表

※全て無料。
予の記載があるものは要予約。

※市報から取り外してご利用ください。

※市ホームページにも掲載しています。

	相談名称	相談内容	相談日(祝日除く)
福祉・保健	母子・父子相談	ひとり親家庭の養育、経済上の問題などに関する事	月～金曜日
	女性相談	配偶者などからの暴力(DV)などの悩みに関する事	火～土曜日、面接は予
	子育て支援相談(家庭児童相談)	・育児やしつけ、子どもの問題行動など子育てに関する事 ・児童虐待に関する事	月～金曜日 年中無休(祝日含む)
	高齢者福祉相談	65歳以上の高齢者の福祉サービスに関する事 介護保険に関する事	月～金曜日
	障がい者相談	障がい者の福祉、障がい者への差別や虐待に関する事	月～金曜日
	警察安全相談	認知症高齢者の徘徊による行方不明の場合の発見・保護に関する相談や手配	年中無休(祝日含む)
	健康相談	生活習慣病の予防や健康づくりに関する事	月～金曜日予
	こころの相談会	困りごとや、不安な気持ち、眠れないなどの悩みに関する事	木曜日 月2回予(市報に掲載)
	育児相談	妊娠出産に関する事、乳幼児の発育、離乳食や子育ての悩みに関する事	月～金曜日
職業	子育て相談	・子育てに関する事 ・情報の提供、助言、その他の援助	月～土曜日(祝日含む・祝日の翌日は休み) 火～日曜日(祝日含む・祝日の翌日は休み) 火～日曜日(祝日含む・祝日の翌日は休み)
	労働相談	採用、退職、解雇、個別労働紛争などに関する事	第2水曜日
	就職に関する相談	概ね49歳以下の若年者(学生含む)の就職相談など	月～金曜日 第2水曜日
	就職や雇用保険に関する相談	職業相談・紹介、職業訓練、雇用保険の受給、求人申込に関する事など	月～金曜日
法律・人権	高齢者職業相談	60歳以上で、働く意欲のある健康な人への生きがいとしての臨時的かつ短期的な職業紹介	月～金曜日
	法律相談	財産、相続、夫婦親子関係、近隣トラブルなどに関する法律的な事	第2火曜日予
	公証人による相談	遺言、任意後見契約、家族信託、尊厳死宣言、離婚に伴う養育費・財産分与・慰謝料の支払契約、金銭消費貸借契約、債務弁済契約などの公正証書に関する事	第1水曜日予 土・日曜日、祝日のうち月1回(日程は市報に掲載、予)
	公証人による休日相談会		第4水曜日(祝日の場合は翌日)
	相続・遺言相談	相続・遺言など	第2水曜日(予約者優先)
	人権相談	各種人権問題に関する事 部落差別をはじめとする各種人権問題に関する事	月～金曜日予
教育	身近な法律相談会	不動産の登記(売買、贈与、相続など)、会社の登記(設立、役員変更など)、借金問題、成年後見、少額裁判など	第1火曜日予(祝日の場合は翌週の火曜日・1日4組まで)
	弁護士による専門相談	学校でのトラブル(いじめなど)、経済的な悩み、家族間のトラブル(DVなど)、子育ての困りごとが生じ、法的観点からの対処方法など	第3木曜日予
	教育相談	園児・児童・生徒の学習、生活、不登校、いじめ、問題行動など教育全般に関する事	月～金曜日、面接は予
経済	消費生活相談	契約・解約・悪質商法などの消費生活に関する事	月～金曜日
	債務者相談会	消費者金融・クレジットなどの債務に関する事	第2木曜日予(祝日の場合は前日)
その他	市民相談	市の行政や市民の日常生活に関する事、市への要望・提言など	月～金曜日
	行政相談	国などの行政に関する苦情・要望	第3水曜日
	不動産相談	宅地建物取引に関する事	第2木曜日
	分譲マンション管理相談	所有者間のトラブル、管理組合の運営や管理委託会社の業務など	第3金曜日
	自立相談	就労、将来への不安など、自立に向けた問題に関する事	月～金曜日
	ボランティア相談	福祉・地域などのボランティア活動に関する事	月～金曜日
	みどりの相談	みどり(植物など)全般に関する事	月・水・金曜日
	労働・生活・福祉相談	労働・生活・福祉に関する事 消費生活に関する事	月～金曜日 月・水・金曜日
	農地農業相談	農地に関する全般、農業者年金などに関する事	第3木曜日予
	防火相談	火災予防全般に関する事	月～金曜日
	水道・下水道相談	水道・下水道全般に関する事	月～金曜日
	終活相談	相続・遺言・生前整理・死後事務委任・任意後見契約など	第3木曜日予

消防団員募集

入団要件を
拡大しました



別府市に居住する18歳以上(大学生可)の人に加え、市外から別府市内へ通勤する人、または大学や専門学校へ通学する人も入団できるようにになりました。外国人も入団できます。(留学生を含む。入団条件あり)。
処遇など 年報酬や各種手当の支給、退職報奨金(5年以上勤務)の支給、被服の支給、公務災害補償、表彰などがあります。

消防本部庶務課
☎(25)1123

債務者相談会(要予約)

弁護士による30分程度の相談です。借金問題でお困りの方はご相談ください。

日時 5月13日(木)

13時30分～16時30分
場所 市役所4階

4F-2会議室

申込方法 事前に電話で左記へ申込み。

定員 各6人(先着順)

産業政策課

☎(21)1881

身近な人権講座

日時 5月27日(木)

13時30分～15時30分

場所 中央公民館

(上田の湯町)

テーマ 「部落差別」を正しく知り、部落差別をなくしていくためには!

講師 大分県人権問題講師団 NPO法人アンリッシュ

織田勝さん

社会教育課 ☎(21)1587

共生社会実現・部落差別

解消推進課

☎(21)1291

農地農業相談

日時 5月20日(木)

13時30分～15時30分

場所 市役所4階

農業委員会室

内容 農地、農業に関する相談など

相談員 農業委員・農地利用最適化推進委員

※予約は5月12日(木)までに電話で左記へ申込み。

農業委員会事務局

☎(21)1178



5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の身近な相談・支援者として地域福祉の推進に努めるボランティアです。また、各小学校区に1～2人の児童福祉に関することを専門に扱う主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の役割

多くの方々が福祉サービスを利用できるように福祉情報をお知らせします。

福祉サービスのお知らせ

民生委員・児童委員の役割

多くの方々が福祉サービスを利用できるように福祉情報をお知らせします。

福祉サービスのお知らせ

民生委員・児童委員の役割

専門機関を紹介

その場で解決できない問題の場合、専門機関を紹介して解決のお手伝いをします。

皆さんと行政を結ぶパイプ役

誰もが安心して生活できるように、皆さんの声を行政や関係機関に届けます。

福祉に関する相談がありましたら、あなたの民生委員・児童委員にお声掛けを。

高齢者福祉課

☎(21)1003

市に届いたご厚意

市内の児童養護施設に暮らす子どもたちに使ってほしいと、匿名でご厚意(寄付金100万円)を頂きました。送り主様に代わり、別府平和園、光の園、栄光園(乳児院)に寄付させていただきました。

子育て支援課 ☎21-1427

わたしたちのねがい

児童虐待から子どもを守りましょう

これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、虐待、体罰等の犠牲となるなど、今もなお子どもたちの「人権」が守られていない実情があります。なかでも家庭内での、保護者による子どもへの虐待が大きな社会問題になっています。虐待は、子どもの心身に重大かつ深刻な影響を及ぼし、「しつけ」と称した体罰により死に至った深刻なケースもあり、迅速な対応を要します。

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、子どもへの虐待を身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(育児放棄)・心理的虐待の4つに分類しています。

児童虐待を防ぐためには、周囲の人が異変や違和感に気付くことが大切です。虐待を受けている子どもだけでなく、虐待をしている保護者にも特徴的な行動やサインが現れます。

子ども 不自然なアザややけどの痕、いつも汚れた衣服を着用している、表情が乏しい、家に帰りがたらない、保護者を避ける など
保護者 家の内外が散らかっている、周囲との交流がなく孤立している、子どもを置いて外出している、しつけと言って人前で子どもを厳しくしかる・たたく など

子どもたちが安心して成長していけるよう、地域全体で子どもたちを見守り、育てていくことを目指しましょう。虐待かもと思ったら下記の通告・相談先へ迷わず連絡してください。

私たちができること【通告】

「児童虐待の防止等に関する法律」第6条では、虐待を受けたと思われる児童を見つけた場合、速やかに市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所等に(児童委員を介してもよい) 通告しなければならないと定めています。

- 児童虐待を通告するのは国民の義務です。
※通告義務は守秘義務より優先されます。
- 「虐待されている」という確証がなくても通告しましょう。虐待の事実がない場合でも責任を問われることはありません。
- 通告した人の秘密は守られます。
- 結果的に、虐待をしている人を救うことにもつながります。

通告・相談先 別府市子育て支援相談室 ☎21-1239
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(いちはやく)
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

5月の無料人権相談 お気軽にご相談ください(予約優先)

日時 5月12日(水) 10時～12時、13時～15時
場所 市役所4階 4F-1会議室(予約優先)
☎(21)1291

人権啓発センターでも相談を受け付けています ※要予約

日時 月～金曜日 9時～16時(受付15時30分まで)

☎(21)23-6163